第100号議案

芦屋市立地区集会所の指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求める。

平成22年11月30日提出

芦屋市長 山 中 健

記

1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

名 称	所在地
打出集会所	芦屋市大東町17番3号
翠ケ丘集会所	芦屋市翠ケ丘町9番15号
竹園集会所	芦屋市竹園町5番6号
前田集会所	芦屋市前田町8番17号
朝日ケ丘集会所	芦屋市朝日ケ丘町30番9号
春日集会所	芦屋市春日町13番17号
潮見集会所	芦屋市潮見町7番1号

浜風集会所	芦屋市浜風町3番2号
奥池集会所	芦屋市奥池南町34番4号
西蔵集会所	芦屋市西蔵町11番16号
大原集会所	芦屋市大原町20番2号
茶屋集会所	芦屋市茶屋之町8番20号

2 指定管理者

名 称 芦屋市地区集会所運営協議会連合会

所在地 芦屋市大原町20番2号

代表者 理事長 水 口 啓 介

3 指定期間

平成23年4月1日から平成26年3月31日まで

参照(第100号議案及び第101号議案)

地方自治法抜粋

(公の施設の設置,管理及び廃止)

第244の2 (第1項及び第2項省略)

- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
- 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(第7項から第11項まで省略)